

全国安全センターの 活動報告と方針案

世界労働機関(ILO)は、先進工業諸国における今日の労働安全衛生の優先課題として、筋骨格系障害(人間工学)、ストレス、化学物質、そして、労働者の知る権利、安全衛生マネジメントシステム、労働衛生サービス等をあげています。

これは、今日、グローバル化、情報技術や生物科学技術等をはじめとする、社会経済的変革と技術革新が急速に進展し、そのもとで職場のリスク合理化、働き方のありようなどが目まぐるしく変化していることにも対応しています。

働く者の側からの21世紀に向けた労働安全衛生戦略の構築がまさに求められていると言えます。全国安全センターとしても、職場・地域に根ざした地域安全センターのネットワークとしての、また、この間つちかかってきた世界中の草の根労働安全衛生団体とのネットワークの強みを活かして、そのための貢献をしていきたいと考えています。

1. 情報公開・行政の変革めざして

1月7日(事務折衝)、3月31日(本交渉)に行われた昨年度の労働省交渉では、情報公開や政策決定のあり方にひとつの的を絞りました。専門研究会や審議会等を「隠れ蓑」にした従来の手法から、情報を公開して直接広く国民の声を聴く手法への転換が強く求められていると同時に、政府の公式な方針としてもすでにそのような姿勢が示されています。

2000年4月号の報告記事では「大きく変わる政策決定のあり方にどう対応」という見出しをつけましたが、残念ながら、(とりわけ労働)行政の実態は、政府の公式方針ほどには変わっていないのが実状です。とくに、専門家検討会等のいわゆる「懇談会等」の情報公開については、ほとんど旧態依然と言って

よい状況です。

来年度にはいよいよ情報公開法が施行されます。今後はこれを積極的に活用していきたいと考えています。この法律の不備や問題点もそうすることによって、洗い出されていくものと思います。

1999年度から全省庁において「パブリック・コメント手続」が開始されたことは、政策決定にあたって「直接広く国民の声を聴く」という点において画期的なことです。全国安全センターでは、昨年度の労働省交渉において同手続導入にあたっての要請を行っていますが、今年2月、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針(案)」について意見を提出しました。ひとつの点については指針案を「修正」する(実際には修正されていない模様)、他の点についても趣旨が解説通達に取り入れられたものもあります。

せっかくのパブリック・コメント手続も意見を聴く側の姿勢や対応次第で、さわめて有意義な手段にも、逆に形式だけのものにもなってしまいます。通産省・環境庁・厚生省所管の新しい化学物質管理促進法によって導入されたPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)制度について、中央環境審議会等がパブリック・コメント手続を実施し、石綿対策全国連絡会議等の意見を採用して、対象化学物質にアスベストを追加採用し、そのための製品の要件を新設したことは、この制度の可能性を示すものです。

現在のパブリック・コメント手続の最大の弱点は、対象を「規制の制定または改廃」に限定して、政策全般をカバーしていないことです。労働省は「対象外での実施を排除するものではない」とし、安全衛生関係では現に行われている場合もあります。

私たちはこの間、「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告について」(昨年8月6日)、「労災

保険法等改正への提言(9月27日)、「精神障害等の労災認定判断指針について(メモ)」(10月1日)、「JCO臨界事故と労働行政への提言」(10月5日)等を公表、適宜労働省にも提出してきました。

今後も、労働省交渉、パブリック・コメント手続、その他の手段をおりまぎながら行政への働きかけを強めていきたいと考えています。

この点でもたんに労働本省を相手にするだけでなく、都道府県労働局、労働基準監督署との交渉を下から積み上げていくことが重要です。

2. 労働安全衛生法令のあり方を問う

昨年1月の中央労働基準審議会の建議「労働安全衛生対策の見直しについて」に基づく改正労働安全衛生法は昨年5月に公布され、本年4月1日から施行されました。主な内容は、①深夜業に従事する労働者の健康管理の充実(自発的健康診断受診支援等)、②化学物質による労働者の健康障害を防止するための措置の充実(MSDS(化学物質等安全データシート)、指針(前述)等)、です。

1987年改正で「労働者の健康の保持増進(THP)」、1992年改正で「快適な職場環境の形成促進」と新たな方向を模索しつつあるようにみえた日本の労働安全衛生法ですが、「これからの産業保健のあり方」を追求するとされた1997年改正は、「産業医関係および健康診断関係」の一部改正にとどまり、その次が今回の改正です。残念ながら冒頭のILOが指摘するような優先課題と真剣に取り組んでいるという印象は受けません。

一方で、最近の労働安全衛生は指針やガイドライン流行りです。ざっとあげただけでも、「快適職場指針(事業主が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針)」(1992年)、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(1992年、これは法律に格上げされて本年度から施行)、「職場における腰痛予防対策指針」(1994年)、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(1994年)、「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(1995年)、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(1996年)、「工作機械等の制御機構のフェールセー

フ化に関するガイドライン」(1998年)、一連の「非常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」や「パートタイム労働者の労働災害防止ガイドライン」等々。これに前述の「化学物質管理指針」が続き、近々「心の健康づくり指針(仮称)」の作成が予定され、また、1985年の「VDT作業のための労働衛生上の指針」の見直しも予定されています。

こうした指針やガイドラインは罰則が付いていないから無意味、実効性がないという批判もありますが、より大きなところで労働安全衛生法制のフレームワーク(枠組み)がどうあるべきかという問題があると考えます。最近本誌上で紹介してきている欧米の筋骨格系疾患(人間工学)対策やストレス対策、あるいは1992年の地球サミット以来国際的な取り組みが強化されている化学物質対策にしても、そこには共通したアプローチがうかがわれます。

ここでは、①使用者の包括的責任、②労働者(代表)の権利と義務、③労働安全衛生サービスや行政等の役割、などが問題になるのですが、使用者の包括的責任の面から要約すると、「労働に関連したすべての側面について、労働者の安全と健康を確保する義務」があるということを基本に、以下のようなアプローチが示されています。

労働安全衛生マネジメント・システム

- ① 労働安全衛生方針(ポリシー)の表明
 - ② 労働安全衛生目標の設定
 - ③ 労働安全衛生計画の作成
 - ④ 実行および運営
 - ⑤ 点検および是正措置
 - ⑥ システムのレビュー
- 継続的改善

職場におけるリスク対策

- ① ハザード(危険有害要因)・アイデンティフィケーション(特定)
- ② リスク・アセスメント(評価)
- ③ リスク・マネジメントまたはコントロール(管理)
- ④ リスク・コミュニケーション(伝達)

リスク管理の原則(対策のレベルと優先順位)

- ① リスクをなくす(発生源対策)

- ② リスクを隔離したり削減する(伝播経路対策)
- ③ 労働者をリスクから保護する(個人防護対策)

これらは、日本において判例等において確立されてきた使用者の安全衛生配慮義務の具体的内容をなすものとも考えてもよいかもしれません。とりわけヨーロッパ等ではこのような内容の使用者の包括的責任が、労働者(代表)の権利等とともに労働安全衛生法令の中で確立されています。規則や指針、ガイドライン等は、個別課題ごとに義務の細目を明定するという役割ばかりでなく、達成目標を示したり、このような使用者の一般的義務を具体的に果たすのを助けるという目的ももってきます。同時に、労働者(代表)に能力や権限を付与して、労使による自主的な労働安全衛生の前進を促進するという機能をもつものです。日本の労働安全衛生法令の最大の弱点は、こうしたフレームワークが確立されていないことだと考えられます。

労働安全衛生マネジメント・システム(OHS-MS)をめぐる論議は、このような議論を促進する機会になり得るものです。労働省は昨年4月に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を策定しましたが、あらかじめ「現行の労働安全衛生法等を前提とし、これまでの労働安全衛生法を前提とし、これまでの労働安全衛生法を中心とする体系及び内容を変更しないものとする」としてしまっただけで、「事業者が自主的に行うための指針であって、強制的な基準ではないものとする」(検討会報告書)と、後ろ向きの枠組みのたがをはめてしまいました。

しかし、OHS-MSについては、新たな国際規格を開発しようとするISO(国際標準化機構)の動きに対して、労働者の安全と健康にかかわる問題は政労使三者構成の場であるという国際的な労働組合の強い要求もあって、今年、ILOの場で議論されることになっています。こうしたチャンスを最大限活かしながら、日本における労働安全衛生法令のあり方を提起していきたいと思えます。

3. 労災補償制度・運用の改善

今年1月に労災保険審議会の建議「労働者災害

補償保険制度の改善について」がまとめられました。この検討の材料に使われた「労災保険制度のあり方に関する研究会報告書」では、①予防対策、社会復帰・援護対策の充実、②新たな労働災害に対応する業務上外の認定のあり方、③年金における年齢による稼働能力への対応、④労災保険給付と民事損害賠償との調整、という正反両面から重要な問題が扱われていますが、労働省はこの報告書の公表をかたくなに拒み続けています。いずれにしろ今回の建議では、具体的なことは「健康確保支援給付(仮称)」の創設と特別加入制度の対象範囲の拡大(家庭介護等労働者)くらいで、多くの懸案事項は先送りされたかたちです。言い方を変えれば、議論が継続されるということであり、そのフォローと積極的な対応が必要です。

焦眉の課題としては、じん肺被災者に合併した肺がんの労災補償上の取り扱いの見直しの問題があります。労働省は昨年「じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会」を設置し、今夏にも報告がまとめられると伝えられています。補償対象を管理区分4のじん肺に合併した肺がんに限定する現行の取り扱いを支持した昨年10月の最高裁判決の影響もあってその内容が懸念されています。本誌でいち早くお伝えしたように、1996年にIARC(国際がん研究機関)がじん肺の主要原因物質である結晶性シリカをグループ1(ヒトに対して発がん性あり)に分類したのに続き、ドイツ(DFG:ドイツ科学振興会)、アメリカ(NTP:国家毒性プログラム)も同様の決定を行い、韓国では昨年10月に肺がんをじん肺の合併症に繰り入れています。いまやこの問題を「決着」すべきところきており、これ以上先延ばしすることは許されません。

厚生省の人口動態統計により、中皮腫による死亡件数が日本においても年間5-600件にのぼっていることが明らかになりました。アスベストによる中皮腫・肺がんによる死亡者はすでに毎年千〜数千になっているものと予想されます。この多くがかつて労働者として曝露した結果と考えられますが、労災補償件数はようやく40件を超えるにとどまっています。一層、アスベスト被害の掘り起こしに力を入れるとともに、2005年までにアスベストを禁止することを決

定したEU(欧州連合)に続いて、日本における早期禁止の実現をめざします。労働省はアスベストを含めた作業環境測定評価基準(管理濃度)の見直しに着手する予定であり、これをひとつの契機としていきたいと考えます。

過去3年の労働省交渉において、慢性疾患の症状固定判定にあたって適切な経過観察期間を認めるよう求めてきました。これは、振動病(最長1年)やじん肺に合併した結核(1年+6か月)については一定整備されているものを慢性疾患全般の原則とされたいという趣旨でしたが、労働省の回答が不鮮明なため3度確認することになったものです。今回、「業務上疾病の中には症状の軽快は認められるものの症状が固定したとの判断の難しい場合があり、このような場合には、経過観察期間を設ける等して症状固定を慎重に判断」、「じん肺合併症についても、症状の固定の判断に当たっては、医学上妥当と認められる期間の経過観察期間を設けることにより、的確に対応」、ということで整理されました。まだ抽象的ですが、現場での活用が期待されます。

昨(1999)年度から「障害等級認定基準等の見直し」作業が開始されています。「目」および「精神・神経」についての検討会がはじまったところで、その他も順次検討会が設置される模様です。時間のかかりそうな作業ですが、多くの被災労働者に関連する問題であり、こちら側から積極的な提起を行っていく必要があるでしょう。

労働省は、1997年2月の頸肩腕障害等の「上肢作業に基づく疾病」の認定基準の22年ぶりの見直しに続き、昨年9月には「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を新たに作成し、今年5月には、主に国や地域を代表しての運動競技会またはその練習中の災害の取り扱いを見直した「運動競技に伴う災害」の認定基準を改正しています。前2者については、新認定基準によって労災認定件数自体は増加しているものの、例えば、日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会の「『上肢作業に基づく疾病の認定基準』に関する見解」が昨年10月にまとめられるなど、その問題点や限界も次第に明らかにされてきています。現場における運用の実態を踏まえた改正論議を行っていきたいと考えます。

労災補償をめぐることは、裁判で争っている鍼灸治療の時効問題や官民格差の問題等々をはじめ、問題が山積みなのに対して、この間の労働省交渉において最も対応が悪いと指摘されているところでもあります。透明で公正な行政を求めていきます。

4. ホットライン、トレーニング等

全国安全センターおよび各地域センターにおいては、日常的に、労働者、労働組合等からの様々な相談に応じてきています。最近では、インターネットで知ってEメールによる相談も少しずつあります(Eメールでは相談が継続したり、電話や面談に切り替わる事例はまだ少数です)。

関係団体のウェブサイトは以下のとおりです。

- 全国安全センター(www.jca.apc.org/joshrc/)
- 東京センター(www.jca.apc.org/etoshc/)
- 神奈川センター(www.jca.apc.org/koshc/)
- 自治体労安研(www.ubcnet.or.jp/sh-net/)

1999年度も10月4-5日、全国16か所の地域センター等で「労災職業病ホットライン」を開設しました。1996年11月15-16日の「VDTホットライン」(全国6か所)、1997年10月1-3日の「職場の安全と健康ホットライン」(全国13か所)、1998年10月5-6日の「労災職業病ホットライン」(全国15か所)に続いて4年目の全国一斉ホットラインの開設です。結果については1999年12月号で報告していますが、リストラ合理化の中で過労、ストレスが高じていることを心配した家族からの深刻な相談や「職場いじめ」と言われるような相談をはじめ、様々な相談が寄せられました。

1999年4月4日には、首都圏の地域センターとともに「どうなる労働法、どうする私たちの働き方 働く女性の健康と権利緊急討論集会」を開催しました。

全国安全センター主催の労働安全衛生学校は、ここ数年開催していませんが、各地域センターにおいて様々なトレーニングや職場改善事例の収集・紹介等が積み重ねられてきているところでは、この間、後述のような海外の経験に直接関与する経験も増え、それらの成果・教訓も含めたマニュアル化等が望まれています。職場改善事例については、データベース化と入手しやすいサービスの提供ができる

ように引き続き検討を進めたいと考えています。

1997年10月に発行した『心とからだに優しいパソコン活用ガイド』はおかげさまで大好評で、初刷り5千部の残部がほとんどなくなっています(香港で中国語版出版の話も進められています)。これは、一昨年、昨年の全国安全センターの財政状況にも好影響を与えてくれました。労働者住民医療機関連絡会議と協力して作成中の『頸肩腕障害労災認定マニュアル(仮称)』についても年内の発行をめざします。

ホームページの改訂・充実なども含め、やりたいこと、やれることはまだまだたくさんありながら、なかなか手をつけられていないというのが実状です。この面からも、財政基盤の確立、事務局体制の強化が急務です。

5. 草の根国際交流の推進

英文ニューズレター「JOSHRC Newsletter」は今年、No.18(Mar. 1999)、No.19(Jul. 1999)、No.20(Oct. 1999)を発行した後、途絶えてしまっていて再建が必要ですが、Eメール等による日常的な海外との情報交換等はますます拡大しています。

昨年9月17-19日にイギリス・エジンバラで開催された「第9回ヨーロッパ・ワーク・ハザード会議」には、初めて代表団(4名)で参加しました。今年9月18-20日にブラジル・オサスコで開催される「アスベスト国際会議」にも代表を派遣する予定です。

アジアでは、「労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク」の会議が1月11-12日にマカオで開催され、天明副議長ほか1名が参加しましたが、ここではサブリージョンごとの交流を深めていくことが決定され、日本は韓国、台湾、香港とともに「東アジア」サブリージョンになりました。本年6月3日には、韓国・源進緑色病院の開設1周年を記念して「韓日労働保健学術交流会」、翌4日には「東アジア産業災害団体懇談会」が開催され(表紙写真参照)、日本から原田顧問、天明副議長、斎藤医師、古谷事務局長が参加、台湾、香港の代表も参加しました。

韓国からは、10月18-19日、ASEM(アジア・ヨーロッパ首脳会議)のソウル開催に合わせた民衆大会の中で「グローバルズムと労働者の健康」という

ワークショップを開催するので参加、協力をという要請がなされました。日本からは、この間アジア・ネットワークのパートナーたちに予防・職場改善の取り組みの強化、とくに参加型トレーニングの有効性、重要性を訴えてきましたが、一度実体験してもらおうと、11月頃に開催される予定の東京労働安全衛生学校への招待を提案しています。

また、私たちのスタッフが、アジアにおけるILOのWISE(小企業の職場改善)、労働科学研究所のWIND(農村向け作業改善)やJILAF(国際労働財団)のPOSITIVE(労働組合主導の職場改善)各プログラム等の参加型トレーニングに参加、協力する機会も増えてきました。今年4月には、JILAFをホストとして来日したILOのアジア安全衛生研修チーム(12か国の様々な労働組合の幹部クラス等13名)のためのトレーニングを東京労働安全衛生センターがコーディネートして好評を博しました。同センターでは今年7月、「参加型安全衛生・生活改善トレーニング メコンデルタ2000」を呼びかけています。

ますます顔のみえるフェイス・ツー・フェイスの関係を大事にしながら、相互の経験を学び合う草の根国際交流を促進していきます。

6. 財政の確立、組織の強化

昨年度も引き続き、事務局会議を2週間～月に一度のペースで開催して事務局長1人専従体制の不備を補いながら、全国安全センターの日常活動を行ってきています(事務局会議は、事務局長、東京労働安全衛生センター、神奈川労災職業病センター、関西労働者安全センターのスタッフ等で構成しています)。

昨年の財政状況は、きちきちで何とか赤字を避けられたという状況で、健全な財政状況というには至っていません。なお、新規賛助・購読会員は、19人・団体でした。

賛助・購読会員の拡大を積極的に行いながら、出版活動等によるもうひとつの財政基盤の柱を早期に確立して、財政の健全化を実現していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



1999年度収支決算案

1999年4月1日から2000年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,750,000	1,720,000	30,000	1,800,000	▲ 50,000
賛助会費	4,836,000	5,233,000	▲ 397,000	5,500,000	▲ 664,000
購読会費	701,800	1,094,700	▲ 392,900	1,000,000	▲ 298,200
寄付金収入	356,250	205,000	151,250	200,000	156,250
資料頒布費	1,610,395	3,370,720	▲ 1,760,325	2,000,000	▲ 389,605
雑収入	1,298,865	1,120,650	178,215	500,000	798,865
前期繰越金	462,958	196,792	266,166	462,958	0
合計	11,016,268	12,940,862	▲ 1,924,594	11,462,958	▲ 446,690

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,993,535	3,929,850	63,685	4,200,000	▲ 206,465
活動費	960,755	1,144,299	▲ 183,544	1,000,000	▲ 39,245
印刷費	2,612,917	2,491,430	121,487	2,500,000	112,917
通信運搬費	1,114,080	1,642,590	▲ 528,510	1,500,000	▲ 385,920
什器備品費	316,810	389,586	▲ 72,776	200,000	116,810
図書資料費	155,410	265,211	▲ 109,801	200,000	▲ 44,590
消耗品費	269,198	331,370	▲ 62,172	200,000	69,198
会議費	587,700	623,342	▲ 35,642	200,000	387,700
頒布資料費	350,925	1,539,234	▲ 1,188,309	1,000,000	▲ 649,075
雑費	114,795	120,992	▲ 6,197	100,000	14,795
予備費	0	0	0	362,958	▲ 362,958
小計	10,476,125	12,477,904	▲ 2,001,779	11,462,958	▲ 986,833
次期繰越金	540,143	462,958	77,185		
合計	11,016,268	12,940,862	▲ 1,924,594		

貸借対照表(2000年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	8,797		158,563	
預金				
普通預金(東京労働金庫)	405,769		84,131	
普通預金(富士銀行)	54,753		4,124	
郵便振替	524,994		216,140	
資産合計		994,313		462,958

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	454,170		0	
負債合計		454,170		0
次期繰越金	540,143		462,958	
正味財産合計		540,143		462,958
負債及び正味財産合計		994,313		462,958

2000年度収支予算案

2000年4月1日から2001年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,800,000	1,750,000	50,000	1,800,000	0
賛助会費	5,200,000	4,836,000	364,000	5,500,000	▲ 300,000
購読会費	1,000,000	701,800	298,200	1,000,000	0
寄付金収入	500,000	356,250	143,750	200,000	300,000
資料頒布費	1,500,000	1,610,395	▲ 110,395	2,000,000	▲ 500,000
雑収入	1,000,000	1,298,865	▲ 298,865	500,000	500,000
前期繰越金	540,143	462,958	77,185	462,958	77,185
合計	11,540,143	11,016,268	523,875	11,462,958	77,185

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,200,000	3,993,535	206,465	4,200,000	0
活動費	1,000,000	960,755	39,245	1,000,000	0
印刷費	2,800,000	2,612,917	187,083	2,500,000	300,000
通信運搬費	1,300,000	1,114,080	185,920	1,500,000	▲ 200,000
什器備品費	300,000	316,810	▲ 16,810	200,000	100,000
図書資料費	200,000	155,410	44,590	200,000	0
消耗品費	300,000	269,198	30,802	200,000	100,000
会議費	600,000	587,700	12,300	200,000	400,000
頒布資料費	500,000	350,925	149,075	1,000,000	▲ 500,000
雑費	100,000	114,795	▲ 14,795	100,000	0
予備費	240,143	0	240,143	362,958	▲ 122,815
合計	11,540,143	10,476,125	1,064,018	11,462,958	77,185

2000年度役員体制案

議長	井上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)
副議長	天明 佳臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
運営委員	西畠 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田 隆重	(社団法人神奈川県労働安全衛生センター専務理事)
	白石 昭夫	(愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長)
	原 知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	西野 方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝泰	(東京東部労災職業病センター事務局長)
会計監査	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター代表、医師)
	小澤 公義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五島 正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木 武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田 正純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)

全国安全センター事務所案内

1998年5月21日から全国安全センターの事務所が下記のとおり移転しています。

(新所在地) 〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882/FAX (03)3636-3881

(旧所在地) 〒108-0073

東京都港区三田3-1-3 MKビル3階

TEL (03)5232-0182/FAX (03)5232-0183

*銀行口座等に変更ありません。

